

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月10日
更新年月日	令和一年一月一日 (第一回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	中之条町 (104213)
地域名 (地域内農業集落名)	六合地区 (広池、赤岩、日影、湯久保、太子、小雨、沼尾、生須、鍛冶坂、梨木、品木、世立、京塚、和光原、根広、田代原)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しています。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	126.8 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	100.1 ha
② 田の面積	1.2 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	125.6 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	15 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	69 ha
(備考)	

注1:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載しています。

2:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載しています。

## (2) 地域農業の現状及び課題

借りたい農地はあるが、地主に交渉するのが難しいところがある。  
 今後、高齢化などを考えると作業の機械化が急務であるが、機械を入れるにも農道が狭いことや、進入道路自体が無い農地が複数存在するため、農道整備が必要。  
 花や露地野菜など、有害鳥獣被害が多くなった。電牧柵を使用しているが、突破されてしまうこともある。  
 畑の周りが国有林だったり、原木椎茸が震災で廃業し、木が成長し、日影になってしまうため耕作面積が減って困る。  
 農業後継者の不足が深刻な状況である。花木の新規就農者が複数人いるが、まだまだ足りない。花以外の新規就農者が全くいない。  
 冬期が大変寒いため、ハウス栽培については燃料代がかかり過ぎる。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

10年、20年後を見据えて現状維持出来るように、定年退職者による帰農者の掘り起こしや新規就農者などを積極的に受け入れる。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
担い手農業者(認定農業者等)への農地の集積・集約化は農地バンクへの貸し付けを基本として進め、担い手への持続的な農地利用を支援していく。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	41.4	%	将来の目標とする集積率
			42 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
高齢農家の農地や、営農をやめる農家など農地を同種の中核農家へと集積する。その上で周辺農地の作物に応じて、協議を行い、随時目標地図を更新し、それに基づく農用地の集団化を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
貸付け等の意向が確認された農地は、農地所有者の意向も考慮した上で、認定農業者などの中心となる農業者に集積・集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
基本的には、農地中間管理機構を活用していくが、必要に応じて農地法3条も使い分けていく。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用した農道の整備や農用地を使いやすくなるように検討していく必要がある。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
新規就農者などの確保に努め、県・町・JAが連携し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていき、定着できるように取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業支援サービスなどは今後の課題となっているため、検討していく必要がある。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣害被害が増えてきたので、電牧柵の整備と鳥獣害への対策を検討していく必要がある。
- ⑨現在、耕畜連携が出来ているが、後継者がいないため共倒れになる可能性があるため、早急に双方の後継者を探していく必要がある。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
到達		花き	2 ha	ha	花き	2 ha	ha	A	
到達		花き	0.9 ha	ha	花き	1.1 ha	ha	B	
到達		花き	0.1 ha	ha	花き	2.2 ha	ha	C	
認農		酪農	8.9 ha	ha	酪農	25.6 ha	ha	D	
認農		野菜	2.1 ha	ha	野菜	19.3 ha	ha	E	
認農法		酪農	32.9 ha	ha	酪農	39.6 ha	ha	F	
集		そば	ha	ha	そば	14.5 ha	ha	G	
認農法		マイタケ	ha	ha	マイタケ	0.1 ha	ha	H	
認農		花き	0.8 ha	ha	花き	0.8 ha	ha	I	
認農		花き	0.3 ha	ha	花き	0.9 ha	ha	J	
認就		花き	0.6 ha	ha	花き	0.6 ha	ha	K	
認農		花き	1.3 ha	ha	花き	1.5 ha	ha	L	
認農		花き	0.3 ha	ha	花き	1.3 ha	ha	M	
到達		花き	0.8 ha	ha	花き	0.8 ha	ha	N	
認農		花き	ha	ha	花き	1.6 ha	ha	O	
認農		花き、野菜	1 ha	ha	花き、野菜	2.4 ha	ha	P	
認農		花き	ha	ha	花き	2.1 ha	ha	Q	
認農		花き	0.5 ha	ha	花き	3.7 ha	ha	R	
到達		花き	ha	ha	花き	1.4 ha	ha	S	
計	19経営体		52.5 ha	0 ha		121.5 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載しています。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載しています。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)